

# 経営情報ニュース



●Webサイトパック  
ホームページ制作費0円  
全て揃ったパッケージサービス  
●SNS運用サポート  
LINE@/facebookページ  
<http://brain-works.jp/>

2018. 2. 19 (月) 発行

## 65歳前の在職老齢年金の計算

**厚**生年金期間12カ月(厚生年金の他に国民年金納付等合算して120月)以上ある場合の「老齢厚生年金」の支給開始年齢は、生年月日や男女で異なりますが、当分の間、65歳前から「特別支給の老齢厚生年金(特老厚)」が支給されます。

例えば、昭和31年3月2日生まれの男性の特老厚の支給開始年齢は62歳と決められております。

62歳到達は平成30年3月1日、年金は4月分から発生します。そして、この方が62歳以降在職中の場合、どの程度の給与月額であれば年金が支給停止にならないのか、パターン別に見てみましょう。

なお、在職中とは「厚生年金加入者」のことで、自営等で収入があっても年金が停止になることはありません。給与月額は「標準報酬月額」に置き換えます。下記は賞与がない場合の説明です。

また、65歳前は、支給停止基準額「28万円(平成29年度)」を用いて、支給停止の計算を行います。

■例:特老厚の年金額が年額120万円(月額10万円)

◎パターン1:在職中の給与月額が18万円の場合  
年金月額10万円+給与月額18万円=28万円  
→支給停止基準額28万円を超えていませんので、年金10万円は全額支給されます。

◎パターン2:在職中の給与月額が24万円の場合  
年金月額10万円+給与月額24万円=34万円  
→28万円を超えた6万円の半分、つまり、年金は3万円が停止、結果、年金7万円が支給されます。

◎パターン3:在職中の給与月額が38万円の場合  
年金月額10万円+給与月額38万円=48万円  
→28万円を超えた20万円の半分、つまり、年金は10万円の停止、結果、年金は全額停止です。

なお、62歳以降は賞与がなくても、62歳前1年間に賞与があればその12分の1の額が給与月額に加算されてから停止の計算に入りますので、少なくとも1年近くは上記より停止額は多くなります。また、厚生年金基金の代行年金がある場合は、その額を年金額に含めて停止の計算となりますし、高年齢雇用継続給付を受けた場合はさらに年金の停止額が多くなる等、上記とは異なります。くれぐれも「給与が28万円を超えると年金がもらえなくなる。」という誤解のないようにしましょう。

## 転勤命令時の配慮

**企**業が配置転換に伴う転勤命令を発令する場合、それが就業規則等で明記されており、勤務場所の限定の合意がない限り、一般的にその転勤命令は有効とされています。しかし、最近では「親の介護」などを理由に転勤を拒み、トラブルになることがあります。

これについて最高裁判決では、「労働者に対して通常甘受すべき程度を著しく超える不利益を負わせるものであるときは、権利の乱用」としています。転勤に際して親の介護、子の養育などの労働者本人の事情がある場合には、労働者本人の意向を斟酌し、代替手段の検討などの対応が必要かも知れません。



## 未払い賃金立替払制度

**企**業が倒産したときにその企業の社員に未払い賃金がある場合、独立行政法人労働者健康福祉機構から一定の範囲の賞与等を除く「未払い賃金」と「退職金」について、その未払い賃金の8割(原則)が支払われる制度があります。この制度は、企業が

- ① 法律上の破産等になった場合
- ② 中小企業が事実上の倒産に至った場合

に、退職日の6カ月前の日から未払いとなった分を、労働者に立替払されるものです。この立替払を希望する場合は、①の場合は破産管財人等の証明が必要となり、②の場合は労働基準監督署長の認定が必要となります。なお、この制度は「倒産」が前提になるため、単に未払い賃金が発生していても対象になりません。

## NEWS ダイジェスト

- 「裁量労働制」の自主点検を事業所に要請  
厚生労働省は、裁量労働制を不適切に運用する事業所が多いことから、制度を適用する事業所に自主点検を求めることを決め、都道府県労働局に通知した。約1万3,000事業所に2月中に報告書の提出を求める。
- 税・社会保険手続の一括電子申請システム構築へ  
規制改革会議の行政手続部会は、税・社会保険などの手続きをオンラインで一括申請できる法人認証基盤の構築等の案を示し了承された。新システムでは電子署名を不要とし、企業や個人事業主に付与するIDとパスワードを活用してもらう。